

第 7 期障害福祉計画および第 3 期障害児福祉計画に係る国の基本指針の見直しについて

1. 基本指針について

- 基本指針は、障害福祉施策に関する基本的事項や成果目標等について国が定めるもの。
- 都道府県・市町村は、基本指針に即して3か年の「障害福祉計画」および「障害児福祉計画」を策定。次期計画期間は R6～R8 年度。
- 「障害福祉計画」および「障害児福祉計画」では、福祉施設の入所者の地域生活への移行、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築、地域生活支援の充実、福祉施設から一般就労への移行等、障害児支援の提供体制の整備等、相談支援体制の充実・強化等、障害福祉サービスの質を向上させるための取組に係る体制の構築について成果目標と成果目標を達成するための活動目標を設定する。

2. 成果目標（計画期間が終了する R8 年度末の目標）

①福祉施設の入所者の地域生活への移行

- 地域移行者数：令和 4 年度末施設入所者数の 6%以上が地域移行
- 施設入所者数：令和 4 年度末の 5%以上を削減

②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

- 精神病床から退院後一年以内の地域における平均生活日数：
325.3 日以上
- 精神病床における 1 年以上長期入院患者数（65 歳以上、65 歳未満）：
入院期間が 1 年以上の年齢階級別患者数等を基に算定した数
- 精神科入院後（3 か月、6 か月、1 年時点）の退院率：
3 か月：68.9%以上、6 か月：84.5%以上、1 年：91.0%以上

③地域生活支援の充実

- 各市町における地域生活支援拠点等の整備（複数市町の共同整備含む）、機能充実のためのコーディネーターの配置、障害福祉サービス事業所等の担当者の配置、連絡体制の構築、年 1 回以上の検証および検討
- 強度行動障害を有する者に関する市町または圏域における支援体制の整備（新）

④福祉施設から一般就労への移行等

- 一般就労への移行者数：R3 年度の 1.28 倍
- 就労移行支援事業の一般就労への移行者数：R3 年度の 1.31 倍以上
- 就労継続支援 A 型の一般就労への移行者数：R3 年度の 1.29 倍以上
- 就労継続支援 B 型の一般就労への移行者数：R3 年度の 1.28 倍以上
- 一般就労への移行割合が 5 割以上の就労移行支援事業所の割合：5 割以上（新）
- 就労定着支援事業の利用者数：R3 年度の 1.41 倍以上
- 就労定着支援事業所ごとの就労定着率：7 割以上の事業所が全体の 2 割 5 分以上

⑤障害児支援の提供体制の整備等

- 児童発達支援センターを各市町に少なくとも 1 カ所設置
- 障害児の地域社会への参加・包容を推進する体制の構築
- 難聴児の早期発見・早期療育を総合的に推進する計画の策定および難聴児支援のための中核的機能の体制確保
- 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所、放課後等デイサービスを各市町に少なくとも 1 カ所確保
- 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置
- 医療的ケア児支援センターの設置
- 障害児入所施設の入所児童が大人にふさわしい環境へ円滑に移行するための移行調整に係る協議の場の設置（新）

⑥相談支援体制の充実・強化等

- 総合的・専門的な相談支援体制の強化および基幹相談支援センターの設置（新）
- 協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等（新）

⑦障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

- 障害福祉サービス等の質を向上させる取組を実施する体制を構築